

地域の脱炭素化の促進について (改正地球温暖化対策推進法等)

令和3年9月7日

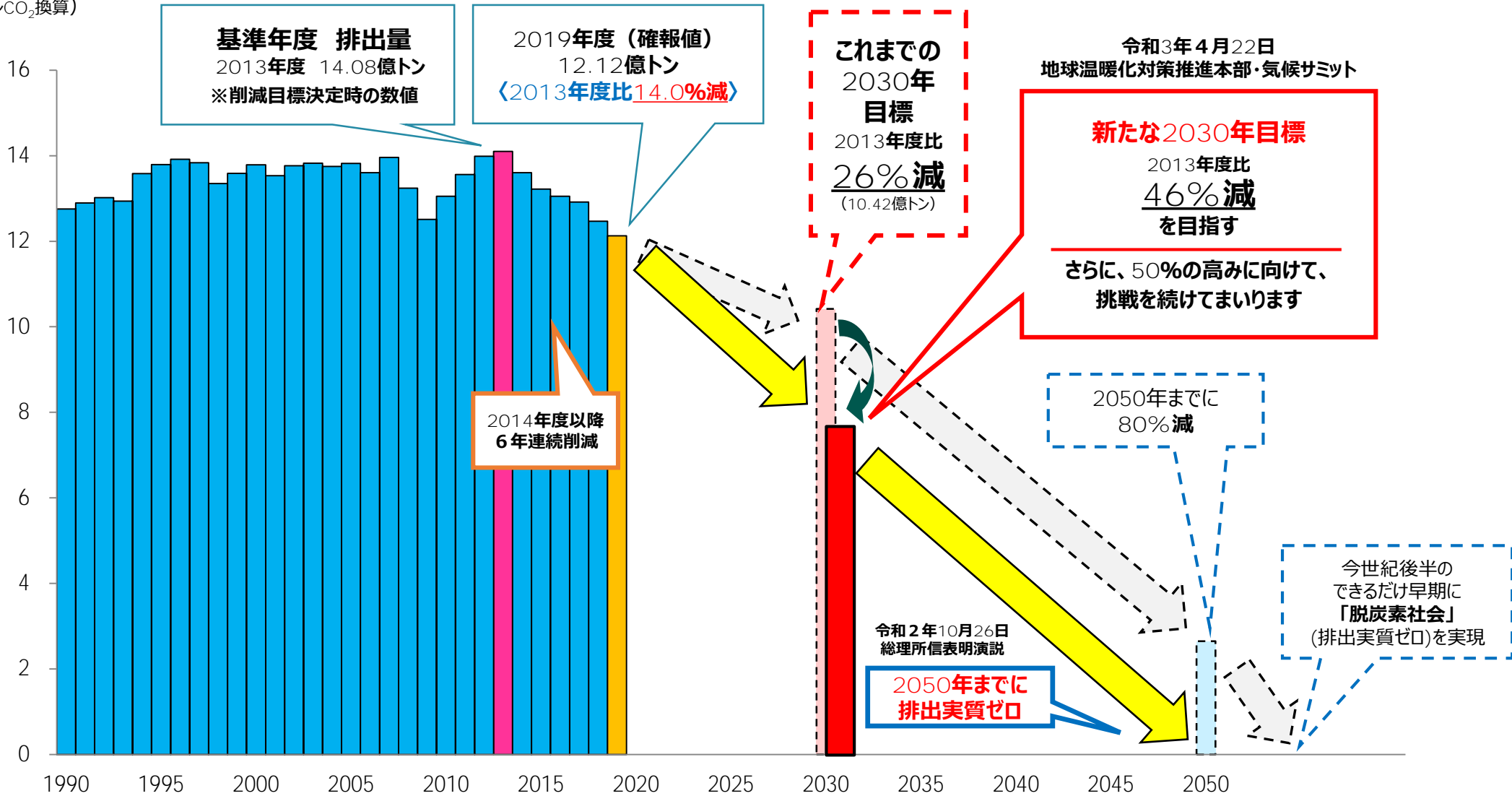
環境省



我が国の温室効果ガス削減の中期目標と長期目標の経緯



排出量
(億トンCO₂換算)



(出典)「2019年度の温室効果ガス排出量 (確報値)」
及び「地球温暖化対策計画」から作成

中期目標

長期目標

2050年 二酸化炭素排出実質ゼロ表明 自治体

2021年8月31日時点



■ 東京都・京都市・横浜市を始めとする444自治体（40都道府県、268市、10特別区、106町、20村）が「2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロ」を表明。**表明自治体総人口約1億1,140万人**※。

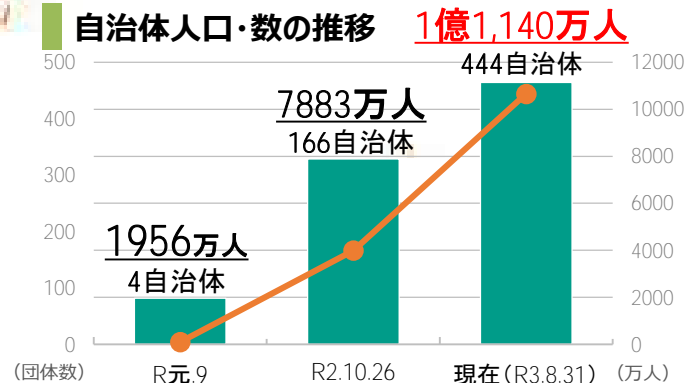
※表明自治体総人口（各地方公共団体の人口合計）では、都道府県と市区町村の重複を除外して計算しています。

表明都道府県（1億72万人）



表明市区町村（6,414万人）

北海道	宮城県	茨城県	栃木県	埼玉県	東京都	新潟県	山梨県	長野県	愛知県	大阪府	鳥取県	徳島県	熊本県
古平町	気仙沼市	水戸市	那須塩原市	秩父市	葛飾区	佐渡市	南アルプス市	白馬村	豊田市	枚方市	北栄町	阿南市	熊本市
札幌市	富谷市	土浦市	大田原市	さいたま市	多摩市	粟島浦村	甲斐市	池田町	みよし市	東大阪市	南部町	香川県	菊池市
二セコ町	美里町	古河市	那須烏山市	所沢市	世田谷区	妙高市	笛吹市	小谷村	半田市	泉大津市	米子市	善通寺市	宇土市
石狩市	仙台市	結城市	那須町	深谷市	豊島区	十日町市	上野原市	軽井沢町	岡崎市	岡崎市	鳥取市	高松市	宇城市
稚内市	岩沼市	常総市	那珂川町	小川町	武蔵野市	新潟市	中央市	立科町	大府市	阪南市	境港市	東かがわ市	阿蘇市
銅路市	秋田県	高萩市	鹿沼市	飯能市	調布市	相模市	市川三郷町	南箕輪村	田原市	豊中市	日南町	丸亀市	合志市
厚岸町	大館市	北茨城市	群馬県	狭山市	足立区	津南町	富士川町	佐久市	武豊町	吹田市	島根県	愛媛県	美里町
喜茂別町	大湯村	牛久市	太田市	入間市	国立区	村上市	昭和町	小諸市	大山市	高石市	松江市	松山市	玉東町
鹿追町	山形県	鹿嶋市	藤岡市	日高市	港区	新発田市	北社市	東御市	蒲郡市	能勢町	邑南町	新居浜市	大津町
羅臼町	東根市	潮来市	神流町	春日部市	狛江市	富山県	甲府市	上田市	小牧市	河内長野市	美郷町	高知県	菊陽町
富良野市	米沢市	守谷市	みなみ町	久喜市	中央区	魚津市	富士吉田市	春日井市	堺市	堺市	岡山市	四万十市	高森町
当別町	山形市	常陸大宮市	大泉町	越谷市	新宿区	南砺市	都留市	常滑市	八尾市	和泉市	岡山県	宿毛市	西原村
小樽市	朝日町	那珂市	館林市	草加市	荒川区	立山町	山梨市	伊那市	和泉市	熊取町	岡山市	南国市	南阿蘇村
紋別市	高島町	筑西市	婦恋村	三郷市	北区	富山市	大月市	飯田市	三重県	岸和田市	津山市	高知市	御船町
苫小牧市	飯豊町	坂東市	上野村	吉川市	江東区	石川県	垂井市	岐阜県	志摩市	志摩市	津山市	黒潮町	嘉島町
八戸市	南陽市	つくばみらい市	千代田町	八潮市	神奈川県	加賀市	甲州市	大垣市	南伊勢町	太子町	玉野市	福岡県	益城町
七戸町	川西町	小美玉市	前橋市	松伏町	横浜市	金沢市	早川町	郡上市	桑名市	兵庫県	総社市	大木町	甲佐町
岩手県	尾花沢市	茨城町	本庄市	川越市	小田原市	白山市	身延町	羽島市	多気町	明石市	備前市	福岡市	山都町
久慈市	城里町	東海村	美里町	鎌倉市	川崎市	小松市	南部町	中津川市	明和町	神戸市	瀬戸内市	北九州市	荒尾市
二戸市	福島県	東海村	上尾市	開成町	福井県	坂井市	西桂町	静岡県	大台町	西宮市	赤松市	久留米市	球磨村
葛巻町	郡山市	五霞町	山武市	三浦市	福井市	福井市	忍野村	御殿場市	大紀町	姫路市	和気町	大野城市	大分県
普代村	大熊町	境町	山武市	相模原市	大野市	大野市	山中湖村	静岡市	紀北町	加西市	豊岡市	早島町	大分市
軽米町	浪江町	取手市	野田市	横須賀市	鎌倉市	鎌倉市	鳴沢村	牧之原市	度会町	豊岡市	久米南町	小竹町	宇佐市
野田村	福島市	下妻市	我孫子市	藤沢市	藤沢市	藤沢市	富士河口湖町	富士宮市	滋賀県	芦屋市	美咲町	太宰府市	日田市
九戸村	広野町	ひたちなか市	浦安市	鎌倉市	厚木市	厚木市	小菅村	御前崎市	湖南市	三田市	吉備中央町	みやま市	宮崎県
洋野町	檜葉町	笠間市	四街道市	浦安市	浦安市	浦安市	丹波山村	藤枝市	近江八幡市	尼崎市	倉敷市	佐賀県	串間市
一戸町	本宮市	笠間市	千葉市	千葉市	千葉市	千葉市		焼津市	京都府	宝塚市	奈良市	佐賀市	宮崎市
八幡平市	宮古市	宮古市	成田市	成田市	成田市	成田市		伊豆の国市	京都市	高砂市	尾道市	佐賀市	鹿児島県
一関市	一関市	一関市	八千代市	八千代市	八千代市	八千代市		島田市	与謝野町	生駒市	広島市	佐賀市	鹿児島市
紫波町	紫波町	紫波町	木更津市	木更津市	木更津市	木更津市		富士市	京丹後市	天理市	山口市	佐賀市	鹿児島市
			銚子市	銚子市	銚子市	銚子市		磐田市	京田辺市	三郷町	下関市	佐賀市	鹿児島市
			船橋市	船橋市	船橋市	船橋市		湖西市	亀岡市	田原本町	和歌山県	佐賀市	鹿児島市
			佐倉市	佐倉市	佐倉市	佐倉市			福知山市	那智勝浦町		佐賀市	鹿児島市
			館山市	館山市	館山市	館山市						佐賀市	鹿児島市
			南房総市	南房総市	南房総市	南房総市						佐賀市	鹿児島市



* 朱書きは表明都道府県、その他の色書きはそれぞれ共同表明団体、市区町村の表明のない都道府県名は省略

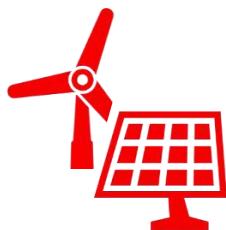
「2050年までの脱炭素社会の実現」を基本理念として法律に位置付け、政策の予見可能性を向上。



長期的な方向性を法律に位置付け
脱炭素に向けた取組・投資を促進

地球温暖化対策の国際的枠組み「パリ協定」の目標や
「2050年カーボンニュートラル宣言」を基本理念として法に位置付け

- 地球温暖化対策に関する政策の方向性が、法律上に明記されることで、国の政策の継続性・予見可能性が高まるとともに、国民、地方公共団体、事業者などは、より確信を持って、地球温暖化対策の取組やイノベーションを加速できるようになります。
- 関係者を規定する条文の先頭に「国民」を位置づけるという前例のない規定とし、カーボンニュートラルの実現には、国民の理解や協力が大前提であることを明示します。



地方創生につながる再エネ導入を促進

地域の求める方針（環境配慮・地域貢献など）に適合する再エネ活用事業を市町村が認定する制度の導入により、円滑な合意形成を促進

- 地域の脱炭素化を目指す市町村から、環境の保全や地域の発展に資すると認定された再エネ活用事業に対しては、関係する行政手続のワンストップ化などの特例を導入します。
- これにより、地域課題の解決に貢献する再エネ活用事業については、市町村の積極的な関与の下、地域内での円滑な合意形成を図りやすくなる基盤が整います。



ESG投資にもつながる
企業の排出量情報のオープンデータ化

企業からの温室効果ガス排出量報告を原則デジタル化
開示請求を不要にし、公表までの期間を現在の「2年」から「1年未満」へ

- 政府として行政手続のデジタル化に取り組む中、本制度についてもデジタル化を進めることにより、報告する側とデータを使う側双方の利便性向上が図られます。
- 開示請求を不要とし、速やかに公表できるようにすることで、企業の排出量情報がより広く活用されやすくなるため、企業の脱炭素経営の更なる実践を促す基盤が整います。

改正の背景と新たな仕組みの意義

- ゼロカーボンシティを含めた地方自治体における地域の脱炭素化のためには、**地域資源である再エネ**の活用が必要。その際、**地域経済の活性化や、災害に強い地域づくりなど、地域に裨益する再エネ事業**とすることが重要。一方、再エネ事業に対する**地域トラブル**も見られるなど、地域における**合意形成**が課題。
- これを踏まえ、温対法に基づく**地方公共団体実行計画制度を拡充し、地域の環境保全や地域の課題解決に貢献する再エネ**を活用した「**地域脱炭素化促進事業**」を推進する仕組みを創設。**地域の合意形成を円滑化しつつ、地域の脱炭素化を促進する**。併せて、実行計画で定める再エネの利用促進等の施策について、適切な実施目標の設定を促進する。

市町村別のエネルギー収支

- 9割の自治体のエネルギー収支が赤字(2015年)
- 特に経済規模の小さな自治体にとっては、基礎的な支出であるエネルギー代金の影響は小さい。

色	地域内産生に対するエネルギー代金の収支の比率
赤	赤字率が10%以上
黄	赤字率が5~10%
青	赤字率が0~5%
白	黒字



再エネ導入による地域経済へのメリット

例)

太陽光発電 (5,000kW※) 導入
※5kW/世帯としたときの1,000世帯分

地域住民・企業に**年間最大約1.8億円**
程度の経済波及効果※

同じだけの経済波及効果を地域に
生み出すためには…

空き家対策なら**188人の移住者**※1、観光振興なら**18,880人の観光客**※2の増加に相当。

※1 移住者の増加に伴う世帯支出（食料、公共サービスなど）の増加や建設業、購買業への支出増など

※2 観光客の増加に伴う消費（宿泊、飲食など）の増加や公共交通の増加など

「令和3年度地域経済振興のための政策推進費の取組」において、地方公共団体について選定し、調査を実施して地域内で実施するところの下で、地域経済振興のためのデータベースを構築し、調査結果を公開する仕組みの取組が実施された。

改正の内容 地域の脱炭素化の促進について①（実行計画制度の拡充）

1. 都道府県の地方公共団体実行計画制度の拡充

- (1) **都道府県は、実行計画**において、その区域の自然的社会的条件に応じた再エネ利用促進等の施策に関する事項に加えて、**施策の実施に関する目標を定める**こととする（第21条第3項）。
（施策のカテゴリ：①再エネの利用促進、②事業者・住民の削減活動促進、③地域環境の整備、④循環型社会の形成）
- (2) **都道府県は、実行計画**において、**地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮**し、省令で定めるところにより、市町村が定める**促進区域の設定に関する基準を定める**ことができる（第21条第6項及び第7項）。



2. 市町村の地方公共団体実行計画制度の拡充

- (1) **指定都市・中核市・特例市は、実行計画**において、その区域の自然的社会的条件に応じた再エネ利用促進等の施策に関する事項に加えて、**施策の実施に関する目標を定める**こととする（第21条第3項）。
- (2) **上記以外の市町村も、(1)の施策及びその実施に関する目標を定めるよう努める**こととする（第21条第4項）。
（施策のカテゴリ：①再エネの利用促進、②事業者・住民の削減活動促進、③地域環境の整備、④循環型社会の形成）
- (3) **すべての市町村は、上記の事項を定めている場合において、協議会も活用しつつ、地域脱炭素化促進事業（※1）の促進に関する事項として、促進区域（※2）、地域の環境の保全のための取組、地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組等を定めるよう努める**こととする（第21条第5項）。

3. 地域脱炭素化促進事業の認定

- (1) **地域脱炭素化促進事業を行おうとする者は、事業計画を作成し、地方公共団体実行計画に適合すること等について市町村の認定を受ける**ことができる（第22条の2）。
- (2) (1)の認定を受けた認定事業者が認定事業計画に従って行う地域脱炭素化促進施設の整備に関しては、**関係許可等手続のワンストップ化（※3）**や、**環境影響評価法**に基づく事業計画の立案段階における配慮書手続の省略といった**特例**を受けることができる（第22条の5～第22条の11）。

※ 1 再エネを利用した地域の脱炭素化のための施設（地域脱炭素化促進施設）として省令で定めるものの整備及びその他の地域の脱炭素化のための取組を一体的に行う事業であって、地域の環境保全及び地域の経済社会の持続的発展に資する取組を併せて行うもの（第2条第6項）。

※ 2 環境保全に支障を及ぼすおそれがないものとして環境省令で定める区域の設定に関する基準に従い、かつ、都道府県が定めた場合にあっては都道府県の促進区域の設定に関する環境配慮基準に基づき定めることとなる。（第21条第6、7項）

※ 3 自然公園法に基づく国立・国定公園内における開発行為の許可等、温泉法に基づく土地の掘削等の許可、廃棄物処理法に基づく熱回収施設の認定や処分場跡地の形質変更届出、農地法に基づく農地の転用の許可、森林法に基づく民有林等における開発行為の許可、河川法に基づく水利使用のために取水した流水等を利用する発電（従属発電）の登録。

改正の内容 地域の脱炭素化の促進について②（制度の全体像）

政府による地球温暖化対策計画の策定

地球温暖化対策の推進に関する基本的方向、温室効果ガスの排出削減等に関する目標、施策の実施目標等

- 省令・ガイドラインでのルール整備、+ 都道府県・市町村への資料提出・説明の要求

都道府県・市町村による地方公共団体実行計画の策定

○ 都道府県 = 事業推進の方向付け

- 都道府県全体での再エネ利用促進等の施策の実施目標
- 市町村が地域脱炭素化促進事業の促進区域を設定する際の環境配慮の方針

○ 市町村 = 円滑な合意形成を図り、個別事業を促進

- 市町村全体での再エネ利用促進等の施策の実施目標
- 地域脱炭素化促進事業の促進区域及び 地域ごとの配慮事項（環境配慮、地域貢献）

事業者による事業計画の申請

市町村による事業計画の認定

認定事業に対する規制制度の特例措置

- ・ 自然公園法・温泉法・廃棄物処理法・農地法・森林法・河川法のワンストップサービス
- ・ 事業計画の立案段階における環境影響評価法の手続（配慮書）を省略

合意形成
プロセス
※2

住民や関係自治体への意見聴取

地域協議会での協議

許可等権者への協議

援助※1
(計画策定の促進)

※1 国及び都道府県は、市町村に対し、地方公共団体実行計画の策定及びその円滑かつ確実な実施に関し必要な情報提供、助言その他の援助を行うよう努める（第22条の12）。

※2 住民その他の利害関係者や関係地方公共団体の意見聴取（第21条第10項及び第11項）や、協議会が組織されているときは当該協議会における協議が必要（第21条第12項）。協議会は、関係する行政機関、地方公共団体、地域脱炭素化促進事業を行おうとする者等の事業者、住民等により構成。

再エネ情報提供システム「REPOS (リーポス)」について



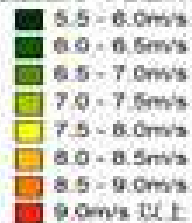
- 環境省は、デジタルで誰でも再エネポテンシャル情報を把握・利活用できるよう、「再生可能エネルギー情報提供システム (REPOS: Renewable Energy Potential System)」を開設。
<http://www.renewable-energy-potential.env.go.jp/RenewableEnergy/index.html>
- 全国・地域別のポテンシャル (太陽光、風力、中小水力、地熱、地中熱、太陽熱) に加え、導入に当たって配慮すべき地域情報・環境情報 (景観、鳥獣保護区域、国立公園等) やハザードマップも連携表示。

特徴 1

地域情報・環境情報と統合 (環境影響情報サイトと自動連携)

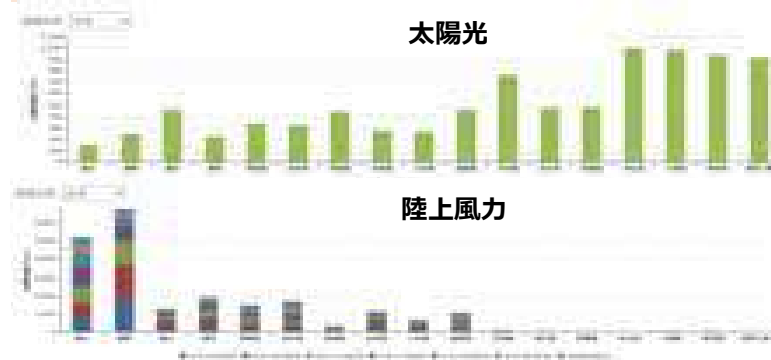


陸上風力 (地上20m) 色分け



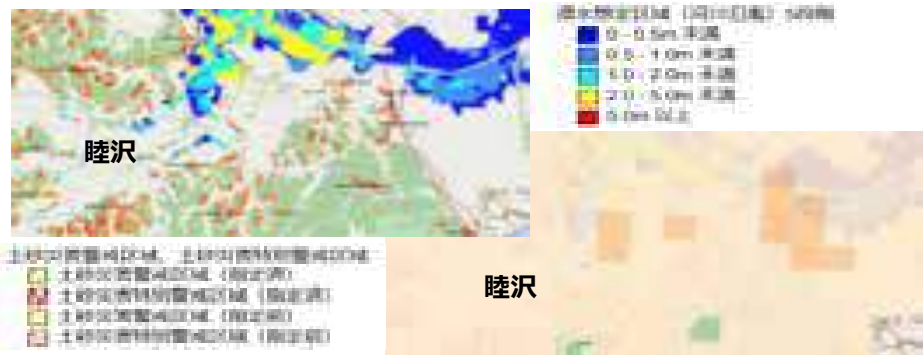
特徴 2

自治体別 (都道府県別、市町村別) にポテンシャル情報を表示



特徴 3

ポテンシャル情報と防災情報も重ね合わせて表示



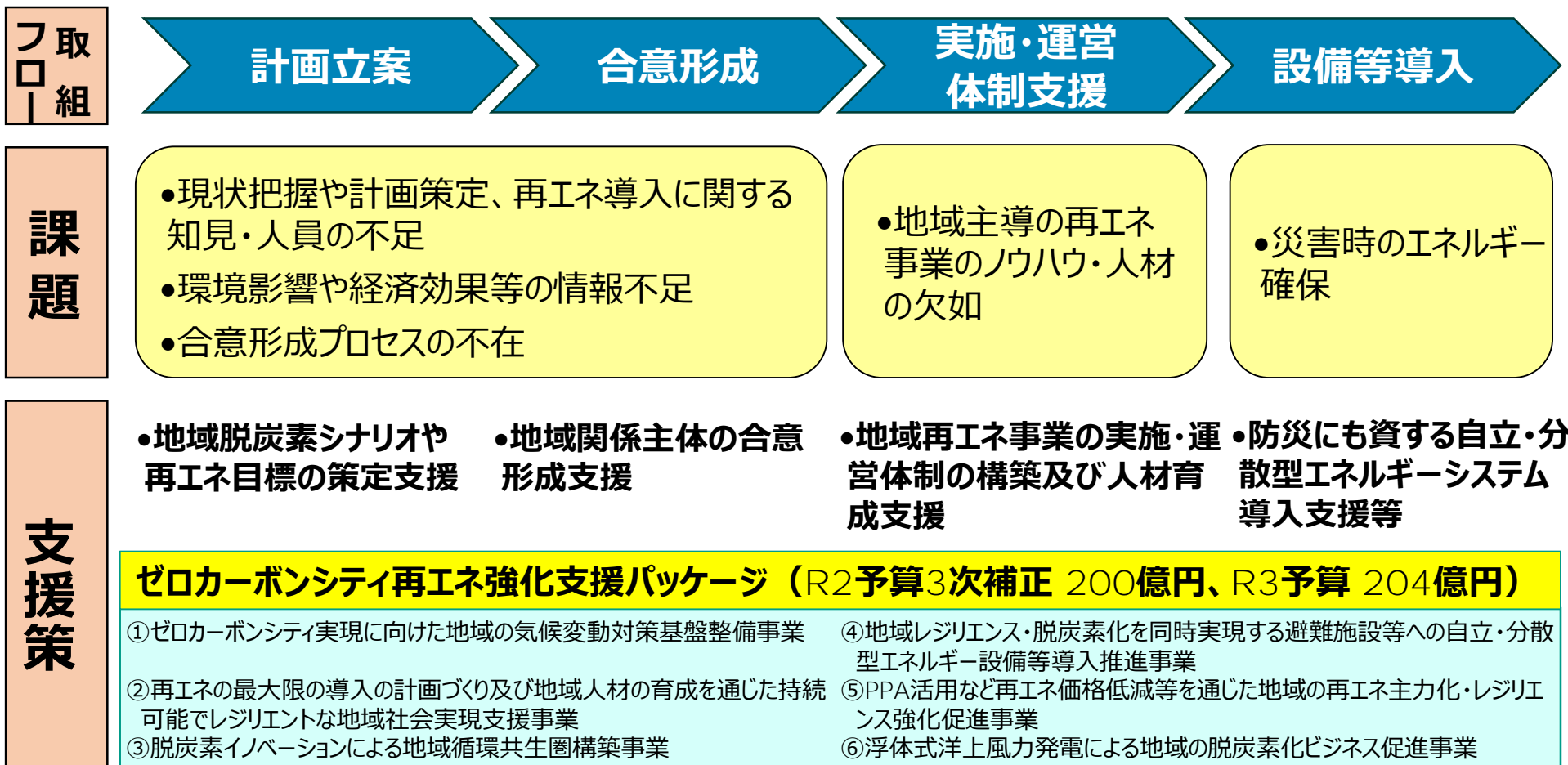
特徴 4

自治体別 (都道府県別、市町村別) に再エネ導入実績を表示



ゼロカーボンシティ再エネ強化支援パッケージ

- **ゼロカーボンシティ**を目指す地方公共団体に対し、情報基盤整備、計画等策定支援、設備等導入を**一気通貫で支援**
- 地域における温室効果ガスの大幅削減と、地域経済循環の拡大(地域に裨益する形での再エネ事業の推進)、レジリエンス向上を同時実現



地域脱炭素ロードマップの策定



- 国と地方が協働・共創して2050年までのカーボンニュートラルを実現するため、地域の取組と国民のライフスタイルに密接に関わる分野を中心に脱炭素方策を議論する場として、「国・地方脱炭素実現会議」を開催。
- 令和2年12月25日から計3回開催し、令和3年6月9日の第3回で「地域脱炭素ロードマップ」を決定。

【地域脱炭素ロードマップ～地方からはじまる、次の時代への移行戦略～のポイント】

- 足元から5年間に政策を総動員し、
 - ① 2030年度までに少なくとも100か所の「脱炭素先行地域」（※）をつくる
 - ② 全国で、重点対策を実行（自家消費型太陽光、省エネ住宅、ゼロカーボンドライブなど）
- 3つの基盤的施策
 - ① 人材・情報・資金の継続的・包括的支援スキーム構築（地方支分部局が水平連携して支援実施）
 - ② ライフスタイルイノベーション（排出見える化や、ふるさと納税の返礼品としての地域再エネ活用など）
 - ③ ルールのイノベーション（風力発電の環境アセスの最適化や、地熱発電の開発加速化など）
- モデルを全国に伝搬し、2050年を待たずに脱炭素達成（脱炭素ドミノ）
（※）民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロまで削減。また、運輸部門や燃料・熱利用等も、国全体の削減目標と整合するレベルに削減。IoT等も活用し、取組の進捗や排出削減を評価分析し、透明性を確保する。

- 構成メンバー
＜政府＞ 内閣官房長官（議長）、環境大臣（副議長）、総務大臣（同）、
内閣府特命担当大臣（地方創生）、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣
＜地方自治体＞ 長野県知事、軽米町長、横浜市長、津南町長、大野市長、吉崎市長
- 開催経緯
第1回 令和2年12月25日 ロードマップの趣旨・目的と各省・地方自治体の取組
第2回 令和3年4月20日 ロードマップ骨子案
第3回 令和3年6月9日 ロードマップ決定。
※そのほか、自治体・企業等からのヒアリング（4回）や関係団体との意見交換等を実施。



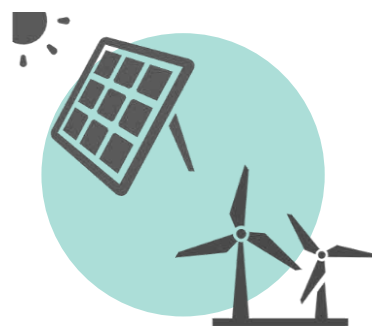
第3回 国・地方脱炭素実現会議（令和3年6月9日）（出典：首相官邸HP）

脱炭素先行地域等に取り組む地方公共団体等を継続的に支援

- 「脱炭素先行地域」では民生部門の電力消費に伴うCO₂排出実質ゼロ等を2030年度までに実現
- 脱炭素先行地域での目標達成に向けた再エネ等設備、基盤インフラ設備（蓄電池、自営線等）導入等を支援
- また、全国で取り組むべき「重点対策」（自家消費型太陽光発電等）に先進的に取り組む地方公共団体等も支援

脱炭素先行地域への支援内容

再エネ等設備



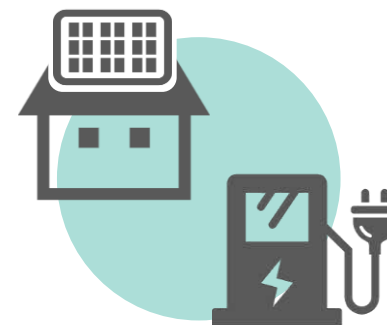
- 地域の再エネポテンシャルを最大限活かした再エネ等設備の導入
- 再エネ発電設備、再エネ熱・未利用熱利用設備等

基盤インフラ設備



- 地域再エネ等の利用の最大化のための基盤インフラ設備の導入
- 蓄エネ設備、自営線、熱導管、再エネ由来水素関連設備、エネマネシステム等

省CO₂等設備



- 地域再エネ等の利用の最大化のための省CO₂等設備の導入
- ZEB・ZEH、断熱改修、ゼロカーボンドライブ、その他各種省CO₂設備等